平成２１年（フ）第６３０号
岩手県岩手郡雫石町八卦６番地１
債務者　唐芳　智惠
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５１号
群馬県高崎市箕郷町上芝628－１　介護老人保健施設みさと、住民票上の住所群馬県高崎市矢島町312番地８　ダイアパレス高崎ガーデンステージ1502号
債務者　石井　久雄
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５４号
群馬県高崎市剣崎町1131番地１　ニュークレストⅠ
債務者　根岸　孝久
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６２３号
埼玉県春日部市小渕556番地１　内田マート６号２Ｆ
債務者　立藤　由貴（旧姓安田）
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
埼玉県行田市大字持田1649番地２
債務者　荻原　芳一
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２９号
埼玉県深谷市菅沼３番地９街区５画地　ガーデンコートＢ棟102号
債務者　浅見　　守
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４５号
千葉県匝瑳市椿1452番地11
債務者　小関恵美子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４号
千葉県香取市佐原ホ1265番地１　コーポミヤタⅡ203号室
債務者　板倉みここと　板倉ペンシリナン
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第６２８号
川崎市宮前区平１丁目２番43－102号　リバーサイド向ヶ丘Ａ
債務者　林　　晋哉
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２３号
川崎市宮前区馬絹994番地57　ライオンズマンション宮崎台第11－201号
債務者　吉野　友梨
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
川崎市宮前区菅生２丁目23番10－403号オーキッドガーデン
債務者　岩城　和男
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
川崎市高津区子母口72番地15
債務者　土屋千香子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３４号
川崎市多摩区菅仙谷１丁目13番８号
債務者　望月　　笑（旧姓堀井）
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
新潟県新潟市中央区紫竹山１丁目２番11号　丸山興産ビル201号
債務者　海老名克巳
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６１号
新潟県新潟市西区真砂１丁目10番16号、前住所新潟県新潟市中央区鳥屋野１丁目15番11号
債務者　渡部　哲也
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６５号
新潟県新潟市中央区関新２丁目１番69号　サーパス関屋第２－103号
債務者　佐藤めぐみ
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０１号
新潟県新潟市東区物見山４丁目10番23号
債務者　細野　厚子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６３号
静岡県沼津市根古屋165番地の２　三栄ビル304
債務者　坂倉　　毅
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係